

第3回千代田区特別職報酬等審議会 議事録

日 時：平成30年8月6日（月）午後2時00分～

場 所：千代田区役所8階 第3委員会室

出席者：（委 員）10名（定数11名 欠席1名：古川委員）

（事務局）政策経営部長、総務課長、総務課職員

発言者	発言内容
上村会長	それでは、定刻となりましたので、第3回の報酬等審議会を始めさせていただきます。 本当に酷暑お見舞い申し上げます。皆様、健康管理にお気をつけて、どうぞ乗り切っていただきたいと思います。 本日、古川委員は所用のためご欠席ということでございます。吉田委員が3時にはご退出ということを伺っております。進めさせていただきます。 初めに、事務局より、前回の第2回審議会会議記録が皆様宛てに送られているかと思います。ご確認いただきまして、訂正などがございましたら8月の15日水曜日までに事務局にご連絡をいただきたいと思ます。議事録、また公開ということになりますので、よろしくお願いいたします。 それから、前回審議会にて要求をさせていただきました資料などが事前に送付をされているかと思います。今日お手元にも置かれているかと思ますけれども、資料が5点ほどあります。資料1、後で事務局のほうからご説明をいただけるかと思ますけれども、特別職全体に関する数値の話の資料。それから、新教育長制度などに関する各区の状況や千代田区の教育委員会所管事務など、教育長に関するような資料。それから、あと退職手当に関する資料5という資料が配られております。それらをご審議いただいて、9月には幾つかの答申パターンになるようなものが皆様とご議論ができるといいかなという、そういうところではないかと思ますけれども、そういうことで資料のご説明をお願いしたいと思います。
総務課長	総務課長の古田でございます。本日もよろしくお願いいたします。 それでは、本日配付しております資料のご説明をさせていただきます。 先月の第2回審議会におきまして、皆様よりご要望いただいた資料を準備させていただいております。 まず、お配りしています資料の確認をさせていただきたいと存じます。 本日の配付資料は資料1から資料5までです。番号を振ってございま

すので、漏れがないかご確認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料１から説明をさせていただきます。

資料１は、平成25から29年度の人事委員会勧告を仮に特別職に適用させた場合の数値でございます。人事委員会勧告はあくまでも一般職員の給与に対する勧告でございますので、あくまで参考として、千代田区で報酬改定が行われていない平成25から29年度の勧告を仮に特別職に適用させた場合、どのような額になるかをお示ししたものでございます。

千代田区で最後に人事委員会勧告が適用された平成24年を基準としておりまして、平成25年は給与月額0.14%マイナスという勧告でございましたので、月額給与を0.14%減額しております。なお、給与月額の1,000円未満については、従前からの手法で切り捨てというふうにしております。

平成26年は0.2%アップ、平成27年は0.35%、平成28年は0.15%、平成29年は0.13%アップという勧告が出てございます。

期末・勤勉手当につきましても、平成26年は0.25月、平成27年から29年までは0.1月という増額傾向の勧告が出ておりまして、それぞれ加算をして、区長から議長まで表にしてございます。

なお、教育長につきましては、後ほど詳しくご説明をいたしますが、3つのパターンで示しておりまして、こちら、前回ご議論がありましたパターンでございます。①が教育長と教育委員の差額である6.2万円を加算したもの。②がその半額である3.1万円を加算したもの。③が現教育長の額のまま据え置いた場合というものでございます。

次に、資料２をご覧くださいませでしょうか。

こちらは新教育長制度に対する各区の改定状況を一覧にしております。表の左側、改定内容の欄に各区の状況を記載しております。

一例を申し上げますと、例えば2番の中央区でございます。教育委員長と教育委員の報酬の差額である4万円を増額しているという状況でございます。3番の港区も同様に、こちらのほうは差額が6.4万円ということで、6.4万円を増額しているというものでございます。6番の台東区をご覧くださいませと、今後の状況を見極めるということで額の改定を見送っているというものでございます。一方で8番の江東区につきましては、他自治体及び他特別職との均衡を勘案して1.3万円を増額ということで、これは区長を「1」としたときに「0.7」となるように調整をしたものでございます。下のほうの22番目の葛飾区でございます。他自治体との均衡を考慮して教育委員長と教育委員の差額の半額分を増額ということをしております。このように各区で改定状況はさまざまであるということがおわかりいただけるかと思います。

資料の中央から右側をご覧くださいませと、参考として、副区長や議

長の報酬等について、区長を100とした場合にどのような指数になるかということに記載してございます。こちらも前回、議長との兼ね合い、副区長との兼ね合いというようなご議論もありましたので、参考にお示しをしているものでございます。

また、一番右側の欄には、これも前回少しご議論がありましたけども、児童福祉に関する事務の所管が教育委員会で実施している区について丸をしております。千代田区以外には北区と練馬区、足立区の3区が児童福祉の所管を教育委員会に寄せているというものでございます。この3区については教育長のスパンが他の区に比べて広いということができると思います。実際に額のほうを見てみますと、3区中2区は教育長の23区平均を上回っておりますが、1区は平均を下回っている状況ということで、このスパンが広いということをどのように評価して実際の額に反映させているのかにつきましても、各区それぞれの考え方で行っているようでございます。

それでは、資料3に移りたいと思います。

資料3は、今、資料2でご覧いただいた他区の新教育長の改定状況を参考としまして、千代田区に当てはめてみたらどうなるのかというようなご議論を前回いただいておりますので、そのシミュレーションをした結果でございます。資料の上段の表にございます二重線の枠で囲まれた部分が教育長の部分でございます。先ほども少し触れましたけれども、新教育長Aが他区でも多く見受けられました教育委員長と教育委員の差額を全額加算した場合でございます。新教育長Bが、差額の半額分を加算したものでございます。Aパターン、Bパターンそれぞれについて報酬額や指数を記載しておりまして、他区の状況及び他の特別職との比較ができるようにしております。

参考までに、資料の下半分のほうには他区の新教育長の改定状況をまとめたものと、他区の新教育長、副区長、議長の報酬等を指数にして比較したものを掲載しております。

次に、資料4をご覧くださいませでしょうか。

こちらは参考までということで、千代田区の教育委員会の所管事務について簡単に記載をさせていただいております。教育長のスパンの部分でございますが、一般的には、資料の表をご覧くださいのように、保育事業の事務というのは福祉部門の部署が所管することが多いのですが、千代田区においては、0～18歳までの子育て・教育施策を総合的に進めるということで、教育事業だけではなくて保育事業についても教育委員会が所管しているというところで、前回審議会にて教育長の仕事のスパンといったお話がございましたので、参考までに資料をつけさせていただきました。

最後になりますが、資料5をご覧くださいませでしょうか。

	23区特別職退職手当一覧でございます。平成30年6月1日現在、23区の区長、副区長、教育長の退職手当の状況を一覧にしております。こちら、前回ご質問があった内容でございます。退職手当の金額について比較できるようになってございまして、一番右の欄には他区の退職手当に関する見直しの状況を示しております。一般職員の引き下げに伴って特別職の退職手当を引き下げるという判断を行っている区が2区ほどございます。ほとんどの区については、検討中もしくは変更の予定はなしということでございます。 前回、ご質問がございました在職期間や年齢によって退職手当を減額する、あるいは変更するような特例がほかの自治体にあるかというようなご質問がありましたけれども、他区の状況を調べた範囲ではそういった事例はございませんでしたので、ご報告いたします。 以上で今回お配りしました資料の説明を終わらせていただきます。
上村会長	今、配付された資料について何かご質問がございましたら、全体的なところで、あるいは細かいところでも結構ですけれども、具体的な議論に入る前にご質問がありましたらお出してください。
吉田委員	すみません。1点、ちょっと確認なんですけれども、資料の5の退職金手当を出すときの支給率というのはどういう考えの係数なのかをちょっと教えていただければと思うんですけれども、よろしくお願いします。
上村会長	では、事務局、お願いします。
吉田委員	何といたしますか、この数字をつけるための係数ですね、教えていただければ。何か根拠のある支給率という係数になるのか、何かそこはちょっと、何か総額から、月額のお給料を割り戻して少し係数を掛けるという数字になるんじゃないかみたいので、出した何か大体で使っている数字なんでしょうか。
総務課長	過去に……
吉田委員	あまり気にすることではないですけど、総額のイメージがありますし。
上村会長	いえ、とても重要なご指摘をいただいたかと思います。この特別職のところ、給与だけではなくて、例えば期末手当であるとか、退職の手当であるとかというのをずっと以前から議論し続けてきたわけではない

	ですよね。ちょっとその辺も含めてご説明いただいて、まだ詳しいことがわからなければ次回ご説明ということにしていただければと思いますけれども、事務局いかがでしょう。
総務課長	はい。従前この報酬等審議会の議論の範囲というものが、給料月額をベースに考えていたという時代がございました。それが、27年の条例改正において、期末手当であるとか退職手当も含めて総合的に議論するようになったというところでございます、それまでは過去の状況に情勢適応の観点で増減をその都度してきたというような実績があるんですけれども、そもそもその指数の妥当性であるとかということはこの審議会の中で議論を積み上げてきたということは実際にはない状況でございますので、もう一段ちょっとその状況を、他区も含めてですけれども、調べられる範囲でお調べをして次回ご報告できればというふうに思います。
上村会長	はい。ありがとうございます。 吉田委員、とてもいいご質問をいただいたかと思います。そのところ——はい。じゃあ、石渡委員、お願いします。
石渡委員	今、それ、報酬等審議会です初めての質問というか、こういう資料要求とかそういうことでしょうか。初めてだって。それで、これ——えっ、初めてじゃないの。
総務課長	前はあったんです。
石渡委員	あったの。だって、議論しているの、議論というか。 で、僕が聞きたいのは、これ、まあこれだけ決まっちゃっているわけだよね、支給率というのが。そうすると、報酬じゃないのかな、これ。だって、決まっちゃっているんだから。4年間やれば、もらえるんだもの。
総務課長	そうですね。
石渡委員	そうすると、報酬という意味になるんじゃないのかな。そうすると、報酬等審議会です今まで諮問にかけなかったというのがおかしいんじゃないのかな。
総務課長	前回の答申、要するに実際に反映できなかった前回の答申のときには、一応部長級を100としてそれぞれ指数化していくという議論があっ

	たときに、特別職においては退職手当も含めてトータルな年収換算をしたらどうなるかというシミュレーションも……
石渡委員	あったんだ。
総務課長	してはいます。反映としては、シンプルにしています。
石渡委員	もしそうだったらすみません。僕はやってないのかと思ったから。 それで、僕がやっぱり今思うのは、2,400万、これ、4年間で。極端に言えば、僕ら一般の区民としては、これだけもらっているというのは知らないんだよね。まあ、一部、地域の偉い人は知っているかわからないけど、末端の方なんかは、退職金が4年間で出るというのを知らないの。だから、やっぱりこれ、報酬みたいなものなんだし、4年間やったらもらえるとわかっているんだから、やっぱりその辺をもうちょっとオープンにしたほうがすっきりするんじゃないのかな。と思うんですよ。 以上です。
上村会長	はい。今回、退職手当に関しても、議論をしているのが公開をされていくというところをより注目していただいてもよろしいように議論を進めていきたいということでもよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
上村会長	はい。 あと、資料に関してご質問ございますでしょうか。 朝日委員、お願いします。
朝日委員	2つ、質問があります。 まず資料2の差額についてなんですけれども、差額の額に幅がある程度あって、千代田区の場合の6.2万円というものは比較的高い差額のように思うんですけれども、この差額、教育委員と教育委員長との差額というのは何か根拠があるものなんですか、決まり方について。これが質問の1点です。 もう1点目は、資料4についてなんですけれども、教育委員会事務局に「子ども・教育部」を設置ということなんですけど、これは教育委員会でも0歳から子ども部が本来対象にするところのことを審議するなりということがあり、そこで何かあったときの責任を負うという形になっていると理解してよいでしょうか。

	以上２点です。
総務課長	まず１点目の、教育委員長と教育委員の報酬の差額の根拠ですけれども、教育行政の観点からこの差額というのが設けられているというふうには認識はしているのですけれども、ちょっと根拠の細かいところまでは把握を現時点ではしておりませんので、こちらをあわせて次回といいますか、わかり次第お知らせをさせていただければと思います。 ２点目の、教育委員会に、子ども、要するに子育て部門、保育部門を統合した形で教育委員会で担っているというところで、こちらのほうは基本的に教育委員会の組織改正をした当初は子ども・教育部という名称でしたけれども、今現状では子ども部というところで責任を持って所管をしているというところで、教育委員会にさまざまな事案がありましたら、事務局が資料なりで報告をしているというような状況もございますので、教育委員会の中で責任を持ってマネジメントをしているという、そういう状況ではございます。
上村会長	朝日委員。
朝日委員	今の教育委員会での所管についてなんですけれども、教育委員さんも、そうすると、例えば保育行政だとか子ども部で所管していることについて担当するというような形になっているということですか。
総務課長	はい。教育委員会という会議体の中で議論をされるというところで、その議論に参画していただいているという事実はございます。
朝日委員	わかりました。ありがとうございます。
上村会長	はい。 配付された資料に関してのご質問ということではよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
上村会長	それでは、資料１から少し時間をとって議論していきたいと思うんですが、今回は、確認なんですけれども、前回答申のような、報酬額全体、抜本的な議論というのはなかなか難しいであろうというので、前々回答申のようなスタイル、社会情勢であるとか人事委員会勧告をもとにして、具体的な報酬額を議論するというので、平成24年10月の答申を最後に、６年間報酬が改定をされていないということで、資料１で、それ

	を積み上げていったら、人事委員会勧告で幾ら、ベース、0.14下げるとか0.2上げるとか、そういう答申が出たものを積み上げていったらどうなるだろうかというのが資料1で出されたという、そういうことでよろしいでしょうか。これをもとにして、月額と、それから期末手当、これに関してはまだ十分に議論をされていないところもあるかもしれないんですけれども、期末手当3.25とか、今まで使われていた月数で出したものをもとにして議論をしていくということではよろしいでしょうかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。はい。 何か最初30分ぐらいはこれを、やっぱり始まりのところかなと思いますので、何かご質問とかご意見とかがございましたら皆さんのほうからご自由にお出しをいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。わかりますかね、この数字。 どうぞ、及川委員。
及川委員	見方としては24年のこの数字が据え置きなので、その数字と平成29年の一番右側の数字を比較すればいいということですよ、簡単に言っちゃうと。
上村会長	どうでしょうか。
総務課長	はい。補足説明をさせていただきます。 24年10月が今の現状という、ここで据え置かれているという状況でございます。そういう意味では29年の状況を踏まえた形で答申を出すとするればというところでシミュレーションをしてみた結果でございます。ですので、そのときの数字としては29年10月の欄の数字を当てはめますと、昨年の人事委員会勧告の数値を踏まえたものという形になります。 そして、実際の答申の出し方としましては、先月の第2回審議会でも少しご説明したとおり、今年出る人事委員会勧告を踏まえるとすれば仮置きという形で最新の数字を10月に調整をして、10月末もしくは11月に答申を出すというような手法もありますけれども、この時点、昨年の人事委員会勧告のこの数字までを今回の答申として、今年の答申の分は次回の審議会に譲るという手法もございます。これは、過去にも、どちらも実例がございますので、全く無視するということではなくて、人事委員会勧告を踏まえていくよという方針の中で、それをどの回に反映させるかはその時々、審議会の委員の皆様のご判断ということもございしますので、一応確定している数値としては昨年の人事委員会勧告の数字ですので、そこまでを当てはめた数字が一番右の欄というところでございます。 当てはめ方は、例えば0.14、0.2、0.35、0.15、0.13というのを合算

	したものを一挙に反映させるというやり方ではなくて、24年のものをベースに25年10月の0.14をまず反映させて、それを、25年にもし改定があったらこういう額になるよというのを1回シミュレーションしまして、それをまたベースにして、26年の人事委員会勧告の数値を当てはめるということをすると。順次それをやっていった累積として一番右の表になっているというところで、このやり方も従前の2回前までの審議会のやり方というところを踏襲したやり方でございます。
上村会長	大丈夫でしょうか。
及川委員	そうすると、この表で言いたいことは、据え置きだと、この率からするとまだ足りませんということ、そういう見方でいいんですか。
総務課長	もし先ほど会長がご指摘されたような形で、例えばこの額の算定の仕方の手法として、大きく分けて抜本的に見直すという方法と、人事委員会勧告なりの指標を当てはめていこうという大きく2つあるとして、仮に当てはめていこうといった場合に、例えば区長で言えば128万、月額のところ、この5回分の人事委員会勧告を踏まえると128万6,000円にしなければいけないという、全くストレートに反映させるとすればそういうことになります。ただ、これはあくまで参考ですので、これをそのままそうだねということもあり得るでしょうし、ある程度丸めていくということもあるでしょうし、ちょっと、半分は見るけど半分は次回以降の課題に先送るというようなことも考え方としてはあり得るでしょうし、そこはこの審議会の中でのご議論で最終的に結論を出していただくというような、そういう形になるかと思います。
政策経営部長	ちょっと補足をいたしますと、前回も長々と、私、補足といいながら長々としゃべってしまってた大変申し訳なかったんですけど、前回ご欠席をされた委員の方もいらっしゃいますので、あくまで確認です。 人事委員会勧告というものは、我々区役所といいますか、これは特別区の人事委員会というふうに思ってください。23区ですね。区役所の我々のような一般職員の給与がどうあるべきかというのを、年に一遍、この特別区人事委員会というところが勧告を出します。そのことを人事委員会勧告と呼んでいます。それは、区長とか教育長とか、ましてや議員さんの給与、報酬額には一切関係ありません。区長とか教育長の給与に対して高いとか安いとか言うためのものではございません。我々職員の給与がどうあるべきかというものの勧告でございます。 我々は公務員でございますので、労働基本権を制約されています。ストライキをやって給与を上げてくださいますとかいうことをやってはいけ

ないという立場でございます。そのかわり、民間の給与実態というものをこの人事委員会が調査をしまして、毎年。実態として今民間の給与水準というのはこれぐらいですね。実際に今我々の給与をもらっているのが高いか安いかわかるのを見て、その間差を指摘する、と。民間給与はこれぐらい高くなっているからもうちょっと公務員も上げていいんじゃないのというように出すのが人事委員会勧告と呼ばれているものです。逆もあります。民間給与が非常に苦しい状況にあるのに公務員がちょっと高止まりになっているよ、もっと下げるべきだよというのもあります。大体一年遅れぐらいで我々が適用されていくというようなものです。これが人事委員会勧告です。

したがって、この審議会の中で皆さんがご議論をいただく特別職に対して直接的に適用するものではございませんが、あくまで参考として、我々職員に適用される人事委員会の勧告を、区長、副区長あるいは議員さんに適用してみたらどうなるんだろうねという仮置きでやったのがこの資料1というふうにご理解ください。したがって、事務局の我々からいたしますと、今こうなっていないから、少なくとも29年10月、資料1で言いますと、一番右の表のところには、持って行っていただかないと困りますよということはさらさら思っておりません。そこも含めて皆さんでご議論をいただきたいというものです。

そして、冒頭会長がおっしゃられたのは、そういう決め方をどうしましょうかねというのがありましたと。3年前の報酬等審議会では、その決め方そのものも抜本的に見直しましょうということで2年間にわたってご議論をいただいたと。こういうことでございますので、もっと言ってしまいますと、この人事委員会勧告なんてものは全く見ないで決めるというやり方もオーケーです。この年収ベースで高いか安いかわかるのを決めるのもオーケーということでございます。先ほど石渡委員おっしゃいましたけど、区長、副区長、教育長に関しては退職手当の額というものに関して、額そのものについて高いか安いかわかるのも問題ございません。吉田委員がおっしゃいましたけど、支給率。支給率について、根拠がどうかとなると、これについては、申し訳ございません、わかりません。計算の仕方というのはあります。その中で給料月額を支給率、勤続年数というふうに掛けますけれども、その要素としては支給率がありますけれども、これがどういうふうに決まっているのかというのは全くわからない。ただ、皆さんの審議会の場で、退職手当も含めてご議論いただけるという状況に今の条例上はなっていますので、支給率がおかしいんじゃないの、あるいは退職手当の額がおかしいんじゃないのということで答申をいただくこともオーケーです。

それから、朝日先生がおっしゃられましたけれども、教育長と教育委員の差額、これもなかなか根拠はわかりません。申し訳ございません。

	もともと、前回、前々回の審議会で、また今回も若干話がありましたけれども、教育委員会制度というものが、地教行法と呼んでいますけど、法律が変わりました。5年ぐらい前に変わって、教育長も特別職として議会の選任同意を受ける形になりました。その前までは、特別職と一般職の立場を両方持っているという微妙な位置付けが教育長でした。したがって、この報酬等審議会、皆さんの審議会の中で教育長の給与をご検討いただくという状況にはなかったんですね、実は。区長と副区長と議員さんだけだったんです。ですので、その当時は教育長の給与というのは、それぞれの自治体の長が判断をして条例改正をしていたという状況でございますので、恐らくは他区の状況ですとか、そういったものの中から判断をしていたんだろーというところかなと思います。 戻りまして、資料1というのは、あくまで我々、一般職員に適用される人事委員会の勧告を仮に当てはめてみたらこういうことだよということでございますので、ご理解いただければと思います。 すみません、長くなりまして。
笠井委員	すみません。前回休んだので、議事録は読ませていただいたんですけど、人事委員会勧告をある1つの基準にしようじゃないかという議論が前回あったようですね。それがふさわしい。指数が何もないということなんで、それも1つの参考にして出していただこうと。 で、今お話を聞いていると、給与体系みたいなことに関するということ、一般企業にかえると、これは給与を決めている。あとは、三役に関しては役員報酬みたいなものですよね。そこが自由にできるよということとは、区長が、別に、出せば反対意見も言えるという立場であるというふうなことが書いてありましたんで、その基準をもう一回決め直すということと、それから比較論でやるみたいなことというのは非常に難しいし、給与を上げたら労働意欲が上がるのか下がるのかという問題でもないだろうし、一般企業から見るような指数というのは一切ないわけですね。 だから、読んでいてちょっと僕はよくわからなかったんだけど、だから、えいやっと決めたところの基準を決めていって、そこから決めざるを得ないのだろうなというふうに思いますけどね、どうやったって。
上村会長	はい。 番委員、お願いします。
番委員	前回抜本的に考え方は変えたんですが、それでも部長職、部長の給与を100としたわけだから、そこには人事委員会勧告があるだろうと。ですから、客観的な、ちゃんと資料が織り込まれているというその前提だ

上村会長	ったわけですね。 それで、24年のときには、まさしく今のようにこういう人事委員会勧告をもとにしてシミュレーションして、それを積み上げて、24年の10月に答申を出したわけです。もし、これは高いよね、安いよねということは可能だけれども、現実には私たちが、選ばれた人間が2,000万にしようとかそういうわけにはいかなくて、やっぱり客観的なこういうことでやりましたということを言うためには、何らかの資料が必要で、それはもう、それこそ考え方をがらっと変えないのであれば、やっぱり人事委員会勧告をもとにこういうような形でやっていって、ここのところ空白があきましたので、今年10月を待たずに、29年10月の時点での人事委員会勧告を参考にしないかと思っています。 で、もう一つちょっとわからなかったのは、期末・勤勉手当についてもこれ、勧告が出ているわけですかね。前は、ちょっと24年のときはそこはなかったと思ったんですね。そこはあまり考えなかったもので、これは期末・勤勉手当もそうやって勧告が出ているんだなということで、まあ、それをベースに考えるしかないのではないかと思います。結論を、何らかの形で一応計算式を出していくとしたらそれしかないのかなというふうにはちょっと思いました。 はい。番委員に、今までのご経験で、実質的な議論をする――根拠のある実質的な議論をしてきた。その積み上げをもとにして議論をするとするならばこういう数値が出せると。ただ、部長が言われたように、いろんな考え方があるし、それからもう一点言うならば、24年の勧告を出すときも、ほかの区との関係とか、東京都の中の多摩地区のいろんな市との関係、ここは何で高いんだろうとか、千代田は高いか低いとか、そういう話を、結構、24年のときには丁寧に資料を見てやりとりをしたんです。その辺、物価の話とか、そういうのもしながら、ほかの区で、順番は何でこの区はこういう給料になっているかというのは、こういう歴史があってとか、それでフルタイムで議員さんをやっているとか、ほかに仕事を持っていない人の割合がここは多いからじゃないかとか、少ないからじゃないかとか、そういう議論も一応ちょっと検討して、ほかの区との関係も見ながら、千代田区はどうしようという議論はしたかと思います。ですので、そういうものをちょっと踏まえて24年は出されて。まあ、この間の分も、そういう根拠を含めながら議論しながら出そうとしたというところでございますということです。 非常に難しいけれども、根拠、今までの根拠はそれなりにあったというところをご理解をいただければと思います。 笠井委員。
-------------	--

笠井委員	それから、すみません。先ほど石渡委員からお話があった、区民が知らない特別職の退職手当に関してですけれども、区長さんは選挙があるので4年ごと。あと教育長は3年の任期。それから、副区長さんというのはやっぱり任期制なんですか。
総務課長	4年です。
笠井委員	4年ごとで。その都度やっぱり区長が指名するなり議会の承認を得て、やる。その都度、やっぱり退職金が出ているわけですか。
上村会長	よろしいですか。退職のところはちょっと最後のほうでやらせていただいで……
笠井委員	確認だけしたかったので、質問させていただきました。
上村会長	はい。給料と期末手当のあたりでもう少しご覧をいただいて、ご質問ありますか。須永委員、よろしくお願いします。
笠井委員	この金額に関しては諸説が、ちまたでは流れているようだったもので、今日初めて確認したこともありますので。
上村会長	はい。 では、須永委員、お願いします。
須永委員	すみません。その期末手当の月数なんですが、区長から教育長までが3.25カ月で、議長から議員までが3.65というふうに分けていらっしゃるの、これには、何か根拠というか、理由があるのでしょうか。
上村会長	では、事務局、お願いします。
総務課長	はい。実は10年前、平成20年の10月答申を受けての数字のときには、全て3.80でした。ちょうど10年前と同じ水準になるのかなというのが特別職の状況です。議員の期末手当につきましては、10年前は3.80だったんですけど、この間、3.25というのがちょうどリーマンショック等々を受けて一番下がったところが3.25というところで、この間の下げ方について、特別職と議員の下げ方の手法がちょっと異なっていたというところで、もともと議員の期末手当については議会のほうでの決め方というところがございます、下げたときに条例の附則で下げて、期間が来るともとに戻るといような手法で下げていたというところがあった

	て、本則上では3.65が一番下になっていたというような状況になっています。ですので、この間の下げ方の手法の違いが現状の数字に表れているというところでございます。
政策経営部長	なかなかわかりにくいですね。
上村会長	皆さん、きょとんとされていますので。
政策経営部長	ええ。補足をしてわかりやすくなるかどうかのちょっと自信が実はないんですけど。 今申し上げた下げ方の違いでもとに戻ってというのは、簡単に言うと、そういうことなんです。そういうことなんですけど、21年6月のときから、リーマンショックを受けて、民間企業の夏季一時金がどんと非常に大きなマイナスになったということで、国から全国自治体全部に、特別にもう、我々の給与も含めて全部下げないとうしようもないぞということになって、さっき言いました人事委員会の勧告も、特別に夏にまたぼんと出したんですね。それで下げるようという。で、それを受けて、区長等の特別職、それから区議のほうも、期末手当、21年の6月に期末手当、まあ民間で言うところのボーナスに相当するものですね。それを、減額を急遽しないと、もうだめだねということで、下げました。 その前は、さっき総務課長が申し上げましたとおり、特別職それから区議さん、ともに年間3.80月で、同じでした。それを下げましょうということになりました。で、下げるためには条例改正をしなければいけない。条例の中に何カ月というふうに支給根拠が載っていますから、条例改正をしなければいけないということで、6月に臨時会を開いて条例提案をしたと。条例は、区長のほうから出すこともできますし、議員さんが、議員提出議案ということで出すこともできる、両方できるわけですね。そのときに、どうしますかということで、区長と議員さんのほうでトップ会談をやったときに、議員さんは議員提出議案で出しましょう、区長は区長のほうから出しましょうと、こういうことになった。そして、区長のほうは下げました。議員さんも下げました。同じように下げたんですけど、そのときに、そこからちょっと下げ方が若干違っていたと。区長のほうはマイナス0.2で出した。議員さんのほうはマイナス0.15で出したということで、下げ方がちょっと違っていたと。 さらに秋になって、また毎年的人事委員会勧告が出て、そこもまた下げなさいよという我々に対する勧告が出たんですね。今度はその年の11月の議会で、また下げましょうというふうに区長と議員さんがそれぞれ議案を出した。で、そのときの下げ方もまた違っていたと。そこで少し

	ずつずれてきたと。さらに言うと、最初言ったように、そのときの出し方というのが、区長のほうは、本則をもうがんと下げてしまいますよと。期限を区切った形ではなくて、もう下げちゃいますよという出し方。一方で議員さんのは、平成21年の12月支給分だけ下げますよという出し方をしたんですね。したがって、それが、年がかわれば、当然そのまま今度はまた若干上がるというのが議員さんなんです。そういうような出し方の指定の仕方、条例の改正の仕方が違っていたものですから、ご質問のように、3.65と3.25のように変わってきたと、そういう経過でございます。はい。
上村会長	須永委員、よろしいでしょうか。難しい。
石渡委員	今の論議をしたら、また戻っちゃうよ。
上村会長	ただ、今回でどうするかといったときに、期末手当が平成24年のときに3.25と3.65だったその経緯がわからないと、次にどうするか、今度期末手当のところを人事委員会勧告に沿ってやっていくと、3.80と4.20という数字になってしまうと。で、その数字は、ほかの、前回の資料の3-1、3-2とか、分厚い資料でほかの区との比較をしたときに、議員さんたちのほうはかなり高い数字になってしまいうであろうという、この4.20というのはいかに高い数字になってしまいう可能性があるんです。それは、今、部長のほうからご説明があったような経過で出されていた3.25と3.65をもとにして、人事委員会の勧告の期末・勤勉手当を多分それを率にしたりするんですよね。で、変えていくとこうなりますよというご説明だったので、いや、ここはどうしましょうというのは、議論をやはりこの場で皆さんでしていただいて、いや、ちょっと議員さんたちのほうが4.20というのが高くなり過ぎるようであれば、区長だとか並み、あるいはもうちょっとこういう数字でという議論をここでご意見をいただかないと具体的なシミュレーションができないということかと思えますので、どんどんその辺はご質問、ご意見をいただければと思います。 前回の資料で言ったときに、期末・勤勉手当、区長などの3.25というのは、23区の中では順位19位でした。ですよね。なのであまりに高い水準ではないということだったと思います。で、議員さんたちの分、今の3.65というのは、順位としては10位だというふうに――あ、違いますね。議員さんたちの順位は10位、資料3-8で10位ということだったかなと思いますけれど、それでよろしいですかね。
総務課長	申し訳ございません。ちょっと資料がわかりにくくて恐縮なんですけ

	ど、期末手当についてはちょっと順位をつけてございませんで……
上村会長	ああ、そうですか。
総務課長	給料と期末手当の合算したときの年収ベースの合計額の順位というのがついているという状況でございます。ですので、ちょっと順序は、それに近いものはありますけれども、実際にはちょっと調べないとわからないという状況でございます。
上村会長	はい。わかりました。すみません。
総務課長	ですので、ちょっと補足で、仮にですけれども、仮に今の資料1の一番右側の29年10月までの人事委員会勧告を適用した場合の、年収ベースでの順位を申し上げますと、例えば区長とか副区長は、23区の中では5番目ぐらいになるだろうと。で、教育長については、①②③というふうにありますけれども、①だと、これは、全額乗せる形ですが、23区で1位になると。で、半額乗せの②ですと3位。で、③、そのまま据え置くと12位というような、そんな順位で、それから、今ご指摘があったように、議員さんが4.20のまま年収を計算しますと、議長さんから一般の議員さんまで全て23区で1位になるという、そういうような水準ではございます。
上村会長	はい。ということです。 ご意見ございましたら。幾つかシミュレーションを出していただかないと。
石渡委員	いいですか。先ほど説明があったんですが、人事委員会勧告は、区長と副区長、議員は関係ないんでしょう。まあ、参考にはしている。今こちらの委員が言ったように、部長職を100とした場合に参考意見でやっているわけだよね。だから、別にいいんだよね、1位でも5位でも6位でも。ただ、昭和二十何年、24年、その前か。その前の、部長が言ったように、それを引き出しちゃうと、またおかしくなっちゃうんだよね。まあ、おわかりにならない人とおわかりになっている人というからさ。僕も、だから、中途半端な、そういう議員だったけどさ、審議会のメンバーに入っていないから、説明を聞いて、ああそうですかというぐらいだったんだけど。ただ、これはまたちょっと違うんだけど、結局僕の質問というのは、やっぱり、ほら、前のほうから来ないと、部長のほうに責められないんだよね。責めちゃいけないんだけどさ。 だから、何というのかな、千代田方式じゃないけれど、別に人事委員

	会勧告は関係ないんじゃないの、報酬等審議会にはね。職員は違うけどさ。
総務課長	先ほど部長が説明したとおり、特別職の給与においても、あくまで参考ですし、議員さんの報酬についてもあくまで参考ですよ。この人事委員会勧告の指標自体は、推移を見ていくということの参考にさせていただくという趣旨でお出ししていますので。
石渡委員	だから、前はさ、何というの、千代田は1位じゃまずいだろうとか何とかいうのもあったんだよね、多分。それで、1回高くしちゃって、それでほかのところがうまく出そうと、真ん中辺とかさ。それでなあなあでやっていたから、だから関係ないんだよ、本当はね。だから、もっと思い切ってやるとか何とかしないと、やっぱりリーダーならリーダーらしくするとかさ。それで、ましてや、またそれを言うと、長くなっちゃうけどね。
上村会長	番委員、お願いします。
番委員	1位でも構わないんですけれども、ただ、区長との関係で行くと、議員さんたちがやっぱり4.2カ月になってしまうと相当高くなってくる。これはバランスが悪いと思います。これは名目の区長さんの月収でやっているわけだけど、これをまた特例条例で減額でもしたら、ほぼ議長さんと変わらないというか。それをご自分の自由でやるわけだからというふうなことも言えますけど、4.2カ月というのは、そこはやっぱり差を設けているというのはおかしいというのは前回もあって……
上村会長	そうですね。
番委員	3.25でみんなやりましょうよという話もあったんですね。何でこちらだけ3.65なんですかと。ほかで調整すべきじゃないですかという話があったので、私、3.80でいいと思うんです、全部。どうして違うんですかと、先ほど経緯も、お話を聞いても、何だかよくわからない難しい経緯ですけど。これ、3.80でやったら幾らになるかというのをまた計算していただきたいんですけど、どうなんでしょうね。ちょっと、議長さん以下、私、一般の議員さんはそんなに高いとは思わないですけど、議長さん副議長さんについては、非常に、先ほどの前回の資料を見ると、本当にちょっと突出していますよね。3.80で一致、きれいにそろえたほうがいいんじゃないですか。

上村会長	はい。今、具体的なご提案がありました。
番委員	すみません。何となく雰囲気かどうか。
上村会長	いえいえ、妥当なご提案かなと思います。 及川委員、お願いします。
及川委員	その提案にちょっと関わるかもしれないんですけど、千代田区議会はほとんど区長さんと議員さんと一緒なんですよ。違うところもあるんですか。千代田区だけということですか。それと、この、今説明を受けた区長さんと議員さんが別々の提示をしたという、その背景はどういうことかなというのと、そこでどういう議論があって一緒にしなかったのか、それも2回やっているという、その辺どういうことになっていたのか、おわかりであれば教えてください。
総務課長	はい。1つには、当時はこの報酬等審議会の守備範囲ではなかったものですから、1つの会議体で2つを議論するということがなかった。それぞれ個別に議論をしていたというところがあります。で、それぞれ個別に議論をするときに、それぞれの区長は区長部局で議員さんは議会のほうでそれぞれ提案しましょうみたいなことが話し合われたということかと思いますので、そこは議論する場が別々というか、1つのところではなかったということが一番大きかったかなと思います。1つのところで議論するとなかなか差を設ける理由というのが難しいかと思いますが、それでも、それぞれで決めていればそれぞれの事情でそれぞれの決め方をしていって、結果として差ができてしまったというところが実情だろうと思います。
上村会長	よろしい……
及川委員	そういうものなんですか。
上村会長	今までそうだったということですよ。
及川委員	ああ。
吉田委員	それで、これ、リーマンショックを受けて少し期末手当を減額しようみたいな力が働いたという解説だったんですけども、リーマンショック以前は3.8カ月で、区長さんから議員さんまで、みんなそろっていたということなんですよ。だから、期末手当というのは、そもそ

	もそろっていいんじゃないか、こういう役職の人は。みたいな思想が千代田区の中に多分あったと思うので、このやっぱり格差があるのはリーマンショックを経て何かアンバランスになっちゃったということなので、1回ここで、先ほど番さんの発言もありましたけど、3.80に合わせるのか4.20に寄せるのかはまた議論はありますけれども、統一してもいいんじゃないかなというか。やっぱり最初思想に戻すというのは、自分はいいいのかなと思っています。 で、個人的な意見で言えば、4.2カ月、賞与をもらっている会社が今どれだけあるかとなるとあまりないので、そこは少し世間並みの平均値、月数にしたほうが現実的かなと感じます。
上村会長	はい。吉田委員、ありがとうございます。今のお話がありましたように、この差はどうも何か皆さんリーマンショックの影響などでついてしまった差ではあるけれども、差をつけないほうがよろしいのではないかなというご意見が多かったように思いますけれども、いかがでしょうか。 では、期末手当に関しては、この24年の10月よりもっと前、リーマンショックより前の同じだったところで考えていくというシミュレーションを出していただくのでいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
上村会長	はい。ありがとうございます。 ほかにございませんでしょうか。ほかにもこういうシミュレーションを、次回までにこういう要素もというのがもしございましたら。
石渡委員	いいですか。先ほどもちょっとほかの委員の方から出たんですけど、この平議員と議長のちょっと乖離があり過ぎるんじゃないのかなと思うんですね。で、これ、議長、副議長の任期は2年で、平議員は4年なんですけど、ちょっとこう、いろんな働き方とかいろんなのを見ていると、僕はちょっと平議員がかわいそうだなと思うんですね。
上村会長	なるほど。
石渡委員	議長と副議長は名誉職だから、やって当たり前だし。
上村会長	番委員、お願いします。
番委員	横並びという考え方は、別に私自身はあまりないですけども、23区で行くとやっぱり大体そのぐらい、500万、一般の議員さんはこの前の

	で行くと1,000万円だ。1,100万行っているところがないんですよね。それで議長さんに行くと、1,500万台と1,600万台に行っているところが少しあるというぐらいなので、やっぱりほかの特別区も大体そのぐらいの差がついているようでございますが。私は議員になったことがないので、よくわかりませんけど。
石渡委員	じゃあ、ちょっと。反論じゃないんですよ、これは。反論じゃなくて、僕の経験から行きますと、議長、副議長というのは、いろんなところに行くのに、実費を払わないんですよね。交際費というのがあるんです。それで、車がある。普通の議員さんはどこに行くのも一応実費。今はもう、何というんですか、ここに入っていないですけど、政務活動費が厳しくなった。だから、僕の場合で言うと、申し訳ないんですが、1月、2月の新年会は50回ぐらいある。と、案内状に会費制1万円となっている。と、1万円で50回だと50万円ですよ。そうすると、今の政務活動費だと出ないということになっている。お酒が出るところでは絶対出ない。そうすると、議長さんは交際費で出るから。議長、副議長とかね。そうすると、かなりここですごく乖離が出てきちゃうんですよ。 それだから、やっぱり僕思うけど、いい人材は——これ、また余計なことかわからないけど、いい人材の議員を集めるんだったら、もうちょっと下を厚くしたほうがいいんじゃないかなと思うんです。一応参考意見ということで。
上村会長	あんまり差のない区って、ありましたかしら。
石渡委員	これは区長も同じなんです。区長も全部交際費が出る。
上村会長	なるほど。
石渡委員	ちょっと筋が違っちゃったかわからないけど。ということなんです。
上村会長	どうでしょう。議長さん、副議長さんと普通の議員さんの差に関して……
石渡委員	僕は高いと思うんですよね、議長、副議長は。
上村会長	差があり過ぎると。
石渡委員	そうですね。

上村会長	金額として、ちょっと高いかな。
石渡委員	金額じゃなくて、ちょっと僕は、乖離があり過ぎるというね。
上村会長	乖離があり過ぎる。
石渡委員	30万。これ見えていても、30万近くあるんでしょ、月に。30といたら大きいですよ。
上村会長	はい。
番委員	ただ、どこの会議でも、衆議院議長とかね、みんなそれはやっぱりちょっと違うと思うんで。
石渡委員	だけど、責任が違うんです、衆議院とでは。
番委員	いや、前回のときには、議員さんのほうから、これだけ議員さんで議長はこれだけ活動するんだとか、それをいただいて、それで、ああ、議長さんって大変なんだという話になりましたよね。
上村会長	はい。確認はしました。
番委員	そうだったはずなんですけど。議員さんは人によってかなりばらつきがあると。
上村会長	そうなんですよね。
石渡委員	ただ、前回はだからあれがなかったんですよ、まだ政務活動費が一緒くたったの。多分。
笠井委員	差があるといえば差があるけれど、議長さん自身によっても違うからね、多少はね。それと、副議長の位置付けというのも問題なんじゃないの。もっと――副議長はあまり出ないでしょ。
石渡委員	理解していないからね。
笠井委員	ね。それで80万あるわけですよ、そこでは。だから、それを言ったら切りがないんじゃないの。

石渡委員	まあね、それは……
笠井委員	まあね。個々でやるんじゃ、しょうがないけど。
上村会長	はい。本当は……
石渡委員	じゃあ、1回、議長を呼ぶか。言うよ、俺、それだったら。
上村会長	いや、そういう根本的な議論を前回はかなりして、で、出した答申だったんですけれども、それをもう一度やり直すということは、ちょっと今回厳しいかなということで、前回の議論を尊重はしたいけれども、そこで議論された根本的なところというよりも、現実的な数字で答申を出す方向を、まあ、今回は選択をしているというところでございます。その辺は、ただせっかくご意見をいただきましたので、何らかもう一回シミュレーション的なもので出せるものがあったら考えるということはありませんけれども、なかなか数値の根拠になるようなものが見つからないというおそれもあるかなと思います。 事務局、いかがでしょう。
総務課長	そうですね。直近の、実際の改定には反映されなかった前回の答申の中で、部長級を100とした場合の指数というのは、1回、答申としては前回の答申でお示しをしています。そのときには、今ご指摘があったように、政務活動費を含めて年収を考えたときの指数ではありますので、単純にシミュレーション上の話で言えば、10万円を引いた水準で再指数化してみるとかということはあるとは思いますが、ちょっとそれがどこまで妥当性のあることなのかというと、なかなか難しいのかなとは感じています。 ただ、議長とその役職に応じたの差を設けるということは、前回の答申の中でさまざまに議論した上で、ほかの自治体もそうですし、東京都なんかの例というのは、第1回目の資料でもお示ししましたが、やはり役職に応じた一定程度の差があるというのは、どの自治体も一緒でしょうから、その格差ですかね、その差の大きさについての妥当性というのは、まあ正直なかなかどこが妥当なのかというところは難しいかなというところです。
上村会長	はい。なかなか難しい議論になっておりますが、考えてはみますがなかなか皆さんに納得していただけるような議論を、根拠資料をお渡しすることが難しいかもしれませんということで。 よろしいですかね、石渡委員。何かご提案とか、ありますか。

石渡委員	いや、僕はもう言っちゃったからいいんですけど。
上村会長	いいですか。はい。じゃあ、なかなか根拠を出すのが難しいということをご理解いただき、前回の議論の中でもしたところはあるけれども、それをすぐ反映をすることができるような数字ではないというところもありますので、事務局のほうとちょっと相談はさせていただいて、何か数字があれば、シミュレーションの中に入れていくということはあるかもしれませんが、今のところは今回のこの資料1に関しての話で言うならば、期末手当の月数を区長と議長、議員さんで差がついているものは、これ、つけないでいいのではないかと。ここは皆さん同意をいただけたかと思います。それを、多少課題として、議長さん、副議長さんと議員さんの格差に関して、ちょっとあり過ぎるんじゃないかというご意見が出たというところは議事録に残させていただいて、それを反映したシミュレーションがお出しできるかどうかは、ちょっと努力はしてみますが、なかなか根拠が見つからないかもしれませんということで、とりあえず資料1に関してはよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
上村会長	はい。ありがとうございます。でも、実質的なご議論をいただけたかと思います。 続きまして、資料2、3、4で、教育長関係のところになりますけれども、ここでの何かご意見はございますでしょうか。
番委員	私、教育委員会の審議会にもちょっと関わっているのですが、プラス6万2,000円でしたっけ、差額ですね。それをそのまま反映してもそれは構わないと思うんですが、1つ、千代田区は所管部署が広いという、0歳からということはあるのですが、何せ住民の数も少なく、所管する学校の数とかも、実は少ないんですよ。だから、まあ、広いから1位になっても全然構わないとは思っていますけれども、広いんだけど、でも現実的に所管している学校数とか保育園数、幼稚園数は非常に少ないというかな。ちょっとそこはあるかなという、ちょっと思いました。
上村会長	なるほど。
番委員	だからといって、責任——責任の問題でいけば、それは千代田区の学校といたら、まあトップクラスの学校ですから、責任が重いのはわかっているんですけど、そこも1つ考えられるのかなという印象は持っています。

上村会長	はい。結構皆さんがうなずいていらっしゃった、生徒数というところはありますが、いかがでしょうか。 今、①②③と――あ、資料１のところでご提案いただいた①②③の中で、特にほかにご意見はございませんでしょうか。 及川委員、お願いします。
及川委員	差額について、全額加算と、半額加算と、あと現行のままという。３つですよ。すごく難しいのは、半額はなぜ半額かとか、その根拠がなかなか難しいんですけど。 例えば、ほかの区を見て、ほぼ半分が据え置きじゃないですか。その考え方がちょっと気になっていて。いずれにしろ、仕事上、責任は増えているはずですよ。なのに、半分近くが改定していないというのは、何かひっかかっちゃうんですけどね。普通だと、皆さん増えた分だけ、まあ割合はいろいろとあるでしょうけど、全く据え置きってどういうことかなというのは、ちょっと疑問というか、あったので。
上村会長	何かその辺事情をご存じでしょうか。
総務課長	はい。資料２のほうで各区の改定内容が、一番左側に、短文ですけれども、状況をお示ししています。 ご指摘のとおり、改定しないというところもございまして、９区ほどございます。で、改定しているところは、今、資料でもお示ししたとおり、差額の全額を乗せているところと半額乗せているところと、あと、若干の調整をしている、例えば８番の江東区は、区長を１とした場合に新教育長は０.７となるような調整をしていると。似たような例として２０番の練馬区です。こちらは全額乗せると６.２万円なんですけれども、さらに区長との比率を０.７５というふうにするために、ちょっとさらに上乗せで、結果６.９万円増というふうになっていますので、この区長を１とした場合の指数を決めるということをしている区もあるというような状況ですね。 で、見送っているところは、判断としてその必要はないというふうに明確に言っているのは２１番の足立区ですね。職責が重くなるという見方はできるけれども、「そのことだけをもって給与を増額することは適当でない」として据え置いているという例と。 あと、６番の台東区であるとか１６番の豊島区。こちらは、様子見というか、重くなっているのは確かだろうけれども、その実際の状況というのがまだ、新制度が始まったばかりなので、もう少し実態を見てから判断しようというふうなところですね。 ですので、改定なしのところも、この２つに分かれているんだろうと

上村会長	思われます。判断として据え置くべきだということと、一旦保留というような形で、当面据え置きということだろうと思われます。
朝日委員	はい。いかがでしょう。 朝日委員、すみません、ご意見ございましたら。 ほかの区の理由を見ていてやっぱり感じるのは、根拠が、例えば足立区の「そのことだけをもって給与を増額することは適当ではない」というのは、まあ判断としてはわかるんですけども、納得できる根拠としての説明にはあんまりなっていないという。 で、報酬の決め方って、ずっと根拠ということで悩んでいるわけですけど、それなりにやっぱりこういう委員会があるからこう決まったという理由よりも、やっぱりもう少し踏み込んだ、客観的根拠が、こういう理由でというのが必要かと思っています。 その意味で、職責であるとか他区の状況というのもあると思いますし、そのあたりを示すことは必要だと思うので、職責という点での増額というものには賛成、基本的には賛成です。クリアです。 で、その額がというところで、私、職責というふうに、前回答申の、実現はしなかったにせよ、議論の内容というのは尊重すべきというふうに思っていますので、職責という点だけで考えていたんですけども、まあ、所管する小学校がという、今の番委員のお話を聞いて、ああ、そういう考え方もあるのかと思って。そうですね、だから、責任という考え方がすごくわかりやすいのかなと思いますが、責任がそれで、数が少ないから責任がないと見るのか、数が少ないから責任が軽くなるわけではないですよ。だから、そこはちょっと、まあ考え方でもあると思うんですけども、私としては責任で一貫したほうがわかりやすいのかなというふうに今は思っています。
上村会長 番委員	どうぞ。 私が言ったのは、特別に千代田区が0歳児から対応しているということについて、そこを、そこがすごく特別に重いんだという言い方はどうなんだろうなということが、ちょっと頭にある。つまり、中学校は2校しかないというね、公立の中学校とかは。そういうところがあると、まあ、その理由付けとしてすごく重いからという言い方はちょっと気をつけて言ったほうがいいかなということです。それだけです。だから、別に、職責云々でやるのは構わないと思います。
上村会長	構わないですね。悩ましいですね。

総務課長	一応、事務局から少しだけ補足しますと、その数の問題とは別に、ちょっと種類の問題としてあるのは、中等教育学校というものを持っている区は、今のところ千代田区のみです。高校部分を所管している教育委員会です。そういう要素はございます。 あと、先ほど職責というところで、実現はしなかった前回答申を参考に申し上げますと、当時は部長を100として区長を200として、教育長は一応新制度の教育長ということも踏まえた上で150としていましたので、区長を1とした場合は0.725に、一応、当時は考えていたというところは、事実経過として、ございます。
上村会長	はい。という、じゃあ0.725というのも、1つの考え方としてあるというところかと思いますが、いかがでしょう。
朝日委員	これに関しては、数字は表、資料2の数字の、区長を100とした場合の指数の69.92というのは、現行のですね。
総務課長	はい。
朝日委員	現行のですね。で、①②にした場合の指数というのがありますか。ごめんなさい、ちょっと見落としていたら申し訳ないんですが。あ、ありますよね。資料3ですね。
総務課長	資料3のほうで、一応お示しをしております。
朝日委員	②。
総務課長	左側の月額だけで、期末も含めて一応同じ比率ですけど、特別職のほうは。議長だけ、ちょっとその年収ベースはちょっと見ないほうがいいかもしれないんですけども、月額で全体を比較できるかと思います。
朝日委員	前回の答申の72.5というのに一番近いのが新教育長Bという、②の案ということに、一応数字の上ではなっているという理解ですね。
総務課長	数字の上ではそうですね。偶然なのかわからないですけど。はい。
朝日委員	わかりました。ありがとうございます。
上村会長	新教育長Bと資料3で示されている数字は、0.725が……

番委員	これは、資料３のほうは区長、副区長のスライドした、上げた金額ではないでしょ。現行のでしょ。
上村会長	ああ、そうか。
番委員	だから、上げた金額での割合というのは出ていないでしょ。ないですよ、まだ。
総務課長	はい。基本的に、上げ方としては、もし今、議論が集約されつつある人事委員会勧告の数字を埋めていくということであれば、基本的に同じ数字が、同じ比率が掛かりますので、若干、1,000円未満を切り捨てる関係で多少の誤差は出るにしても、ほとんど……
番委員	比率としては同じ。
総務課長	ほぼほぼ一緒かと思います。
番委員	わかりました。
上村会長	うん。これを見て……
番委員	全額というの、あれですよ。半額という……
上村会長	半額という、0.725にこだわったことにして、半額というところに落ち着けるというのも、まあ判断としてはあり得るかもしれないです。 というところで、教育長の議論に関しては、0.725という数字を尊重していくという方向をお考えいただいて――皆さんご意見としては強かったと理解させていただいて、よろしいでしょうか。 （「了承」の声あり）
上村会長	はい。ありがとうございました。 最後ですね。議論として資料５の退職手当です。はい。この部分に関して、ご覧をいただきたいと思います。 ほかの区で変更の予定なしのところが多いのと、検討中ですね。なかなか難しいと皆さん思っているのか。でも、せっかくですので、何かご意見ございましたら。それこそ、いろんな考え方ができるころ。

石渡委員	これは……また……
上村会長	また。なかなか、まとまらない。
石渡委員	議会でもこういう問題は出てるの。例えば代表質問だとかさ、総括とか。
総務課長	特段出ていないです。
石渡委員	出てないの。甘いね。
上村会長	はい。お願いします。
番委員	前は、退職手当も含めて、年収ベースでやりましたよね。
上村会長	はい。
番委員	だから、そういう、まあ、実際のところ、区長さんが1年間に幾らもらうのかというのをやったんですけど、そうでもなければ、これが適当かどうかとか、ちょっと何か意見が言いにくいですよ。これだけ見て、何となくその人、その人、それぞれの感覚で違うでしょうし。ちょっと、私も見て、高いとか安い——まあ高いなと思いますけど。4年間でというのは。だけども、それなりのお仕事をなさったならとも思うし、よくわからないですね。
上村会長	はい。
石渡委員	これは僕が資料を出してくれと言ったんですけど、これはこれでさ、一応こういう資料を出してくれと言って、少し議論があったぐらいで、まとめたらどうなんですか。これ、まとまらないでしょ。どう。
総務課長	はい。まとめ方は、皆様にお任せしているところですので…… 結論が出るのであれば、結論を出す。結論がなかなか出ないねと、もしくは今判断すべき状況にないねとか、そういうこともあり得るかと思いますので、そこは必ずしも何か、一定の……
石渡委員	決めなきゃいけないというのではないわけだ。
総務課長	ございません。

石渡委員	それで、今ご意見も出たからさ。この前も出て、なかなかね。ただ、ここだけやると、ちょっとやりにくいというのものもあるしさ。高いっちゃ高いし、安いっちゃ安いし。
上村会長	これは、じゃあ、今回は、ちょっと手をつけにくい……。特別職の退職手当に関しては、まあ議論はした。けれども判断がしにくいと。
石渡委員	そうだね。
上村会長	はい。根本的な議論をしないと、なかなか判断がしにくい内容ではないかというところでしょうか。
石渡委員	ちょっと、部長に聞いていいですか。
上村会長	はい。
石渡委員	ちょっと一言だけ。これを、もしやる場合は、議員がもしこういう制度になった場合、千代田方式でだよ、僕はね、議員のほうがかawaiiそうだと思うんだよね、逆に言えば。 例えば、議員で、40代、50代で万が一落選した場合なんか、就職先ないよ。区長の場合は、いろんなところや、ね、それ相応の人だから、どこか拾ってくれるところがあるかもわからない。区議会議員なんか、誰も拾わないよ。だけど、やっぱりいい人材を確保したいんなら、こういうところも少し考えなくちゃいけないじゃないのかなと思うんだよね、僕は。いい人材が欲しければ。
政策経営部長	石渡委員、申し訳ないんですが、私は事務局でございまして……
石渡委員	それはそうだよ。
政策経営部長	区議会の審議で議員さんと理事者という関係では、今はございませんので、その、何ていうんですかね、その……
石渡委員	そこをあえて聞いているんだ。
政策経営部長	報酬・給与の額をどうすべきかということに対して私が、ああそうですねとか、そうじゃありませんねという、言える立場に、まず、ないということとはご理解いただいた上で、議員さんの報酬をどうするかとか、区長、副区長、教育長の退職手当をどうするかとかも含めまして、この

	審議会場でさまざまにご議論をいただける場でございますので…… 例えば、議員さんは、そういう状況であるならば、抜本的に、もっと報酬額をどーんと出すべきだという意見も……
石渡委員	そうですね。
政策経営部長	全く意見としてあって、何らおかしい場ではございません。その逆という意見があっても、何らおかしい場ではございません。それを、事務局である我々が誘導したり、賛同したり、否定をしたり、そういうことは、この２人にはあってはならんというところだとは思っております。
石渡委員	ちょっと聞いてみただけです。
政策経営部長	はい。
上村会長	とてもいい情報提供を事務局のほうからしていただける環境にこの審議会があります、審議会としては大変ラッキーだなと。幸運なことだと思うんです。これだけご説明を、今までの経緯も踏まえて、全体を含めて、石渡委員も事務局の部長も課長も、かなり状況がわかっていて、で、ご議論に必要な情報を提供してくださっているということなので、そういうやりとりでまとめていけるといいのかなと思います。はい。ありがとうございます。
石渡委員	まとめていただいて、ありがとうございます。
上村会長	いえいえ。本当に、これ、これだけ複雑なことをちゃんにご説明をいただける——番委員は、すごい、頭の中にきちっと今までのが整理されていらっしゃるんですけれども……
番委員	いや、皆さんもそうです。
上村会長	ですけれども、これだけ——まあ、ほかの区はわかりませんが、報酬等審議会です、今までの経過といい、チャレンジをした前回の審議会といい、どうやって決めていったらいいかが、ちゃんと職責に合った報酬が、私たち議論ができるかなというのに、貴重な情報をいただいているかなと思います。今、それを聞いてご判断をいただいているということになるといいかなと思います。はい。ありがとうございます。 ということで、方向性としては、退職手当に関しては、なかなか今回

上村会長	の審議会では難しいという方向性でよろしいでしょうか。 （「了承」の声あり） はい。ということで、退職手当、新教育長期末手当ですね、大体、今日ご提示をいただいた資料をご覧いただいて、これは、シミュレーションなり、もう少し補足資料として次回の審議会まで、あるいはこれを考える上で出してほしいという資料がございましたら、ここでご提示いただきたいと思いますけれども、いかがでしょう。特に、新しい資料の要求はありませんでしょうか。 よろしいですか。
上村会長	（「はい」の声あり） はい。それでは、次回、また今日の議論をまとめた形で答申案を幾つかお出しをいただけると議論ができるかなと思いますが、9月の3日ですね。答申に盛り込むべき意見を、今日の議論を聞いていただいて整理をしていただいて、で、素案を出していただき、それを議論するという方向でよろしいでしょうか。よろしいですか。 （「はい」の声あり）
上村会長	はい。それでは、額、少し具体的な額が出てくるかと思いますが、答申案をお出しいただいて、事前にお出しをいただいて、9月3日ということになるかと思います。 10月はいかがでしょう。9月3日にやってからで、よろしいですか。
総務課長	はい。その、9月3日の審議会、その答申案、まあ骨子になりますでしょうか、それをちょっとお示しをして、またご議論はいただくことになるかと思うので、そのご議論の状況によっては、やはり10月の設定も必要になる可能性もございますので、ちょっとあらかじめ10月の日程調整だけさせていただければと思います。スムーズに進んだとして、その答申を区長に渡すというのを、こういった会議の後にセレモニー的にやるケースと、答申づくりまでは審議会の審議として終えて、あと答申を渡すのは会長に一任というケースと両方ございますので、10月に設定をしておけば、会議がなかったとしても答申を渡す場という形にもできますし、場合によってはそれは会長に一任で会議を設定しない、集まる必要はないというご判断もあろうかと思いますが、最終的に10月の日程調整だけさせていただいて、9月の3日の審議会のところで最終的

上村会長	なご判断をいただくというところでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。 はい。10月の初めあたりでよろしいですかね。10月の初めにもう一回審議会をさせていただくという予定で、その日程調整に関しましては、また事務局からお送りをくださるということになるかと思います。ご協力をお願いします。よろしいでしょうか。 それでは、次々回の日程調整は改めてということで、次回は9月3日の月曜日の10時から12時に開催をしたいということでございます。皆様、ご都合よろしいでしょうか。 (「はい」の声あり) それでは、本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。 —— 了 ——
上村会長	